

入 札 説 明 書

横浜国立大学（立野他）体育館改修機械設備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令及び国立大学法人横浜国立大学会計規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和8年7月3日
- 2 契 約 者 国立大学法人横浜国立大学 学長 梅原 出
- 3 担当部局 〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1
国立大学法人横浜国立大学施設部施設企画課総務・契約係
電話番号 045-339-3083
電話受付時間 平日9時～12時・13時～17時
E-mail : shi-kikaku.somu@ynu.ac.jp

4 工事概要等

- (1) 工 事 名 横浜国立大学（立野他）体育館改修機械設備工事
- (2) 工事場所 神奈川県横浜市中区立野64（横浜国立大学立野団地構内）
神奈川県横浜市南区大岡2-31-3（横浜国立大学大岡団地構内）
神奈川県鎌倉市雪ノ下3-5-10（横浜国立大学鎌倉団地構内）
- (3) 工事内容 下記の工事を行う。
- ① 附属横浜小学校体育館（RS造2階建、延べ面積916㎡、改修面積916㎡、無人改修）の改修機械設備工事
 - ② 附属横浜中学校体育館（RS造1階建、延べ面積880㎡、改修面積880㎡、無人改修）の空調設備新設工事
 - ③ 附属鎌倉小学校体育館（RC造1階建、延べ面積806㎡、改修面積806㎡、無人改修）の空調設備新設工事
 - ④ 附属鎌倉中学校体育館（RC造1階建、延べ面積788㎡、改修面積788㎡、無人改修）の空調設備新設工事
- なお建築工事と電気設備工事を別途発注予定である。

入札に関する書類の入手先は

「<https://shisetsu.ynu.ac.jp/gakugai/shisetsu/5kouji/koukoku/koukoku.html>」

- (4) 設計図書及び数量の提供
- ・ 交付期間：7月3日（金）15時00分から7月31日（金）12時00分まで
設計図書及び数量の提供はウェブからのダウンロード（パスワード付き）による。
7月30日（木）17時00分までに上記3の担当部局に下記内容を電子メールにより連絡し、併せて電話でメールを送信した旨を連絡すること。
メール返信により、ダウンロード方法を通知する。郵送による交付は行わない。
 - ・ メール記載内容
件名：【横浜国立大学（立野他）体育館改修機械設備工事】
本文：会社名、担当者氏名、連絡先及び設計図書等を必要とする旨を記載すること。
担当者の名刺をPDFにして添付すること。
- (5) 工 期 令和8年11月6日から令和9年3月19日
(余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年11月5日まで)
- (6) 本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した申請書及び資

料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式（実績評価型）」を実施する工事である。

（８）本工事は、数量公開の対象工事である。

５ 競争参加資格

- （１）国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
- （２）文部科学省における管工事に係る令和７・８年度のＡ又はＢ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年 法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- （３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）下記７（３）①（イ）企業の施工能力、及び（ロ）配置予定技術者の能力の欠格に該当しないこと。
- （５）平成２３年度以降に、元請として完成、引渡しが完了した下記の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。また、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有すること。）
- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物における延床面積 450 ㎡以上の新営又は改修機械設備工事（改修の場合は改修延床面積 450 ㎡以上とする）
- （６）次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任配置できること。
- ① １級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・技術士（機械「流体機械」又は「熱・動力エネルギー機器」）の資格を有する者。
 - ・国土交通大臣特別認定者。
- ② 平成２３年度以降に上記（５）に掲げる工事経験を有する者であること。（共同企業体構成員としての業績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）
- ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- （７）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成１８年１月２０日付け、１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （８）上記４（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- （９）入札に参加しようとする者の間に下記の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。
- （イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - （ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施

行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（iv）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4）組合の理事

5）その他業務を執行する者であって、1）から4）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（経常建設共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記の①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（10）神奈川県又は東京都、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県内に建設業法（第3条第1項）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

（11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（イ）法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（ロ）法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

（ハ）法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（二）法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

- ③ 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(12) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。(申請書の「4. 経営事項審査状況」に直近の審査基準日を記入。)

6 設計業務等の受託者等

(1) 上記5(8)の「上記4(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社ピーエーシー

(2) 上記5(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が継続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記の①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

7 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(イ) 国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則第11条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高28点とする。

② 「加算点」の算出方法は、下記(3)入札の評価に関する基準により評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」及び「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価(実績評価型)に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

①企業の技術力

(イ) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点
過去15年間の工事の施工実績	国立大学法人又は文部科学省、他省庁、地方公共団体、特殊法人等が発注する工事の実績あり。	6
	上記以外の発注する工事の実績あり	3
	実績なし	欠格
令和6・7年度の当該工事種別における工事成績評定点の平均点（工事成績相互利用登録発注機関の発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績：工事種別 管工事）※	83点以上	6
	78点以上83点未満	4
	73点以上78点未満	2
	73点未満（登録実績なしを含む。）	0
	※各年度の平均点が2年連続で65点未満 [欠格]	欠格
工事の品質に関わる重大な問題を引き起こし、指名停止等の措置を受けていないこと。	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等（別表1）に対し、令和6・7年度内に完成・引き渡しを行った工事目的物で、引き渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題を引き起こし、指名停止等の措置を受けている。 [欠格]	

※工事成績評定点については、工事成績相互利用登録発注機関により発注を受け、令和6・7年度に完成した工事を対象とし、当該工事成績評定通知書の写しを提出すること。

※特殊法人等とは、国が資本金の2分の1以上を出資している法人を言う。

(ロ) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点
過去15年間の同種工事の施工経験	国立大学法人又は文部科学省、他省庁、地方公共団体、特殊法人等が発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	6
	上記以外の発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験の実績あり。	3
	5（4）に掲げる工事において主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0
	実績なし	欠格
上記同種工事の施工経験として挙げた工事の令和4・5・6・7年度に完成した主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績（工事成績相互利用登録発注機関の発注した「公共建築工事成績評定要領作成指	83点以上	6
	78点以上83点未満	4
	73点以上78点未満	2
	73点未満（実績なしを含む。）	0
	※65点未満 [欠格]	欠格

針」に基づく工事成績：工 種 管工事）※		
-------------------------	--	--

※工事成績評定点については、工事成績相互利用登録発注機関により発注を受け、同種工事の施工経験として挙げた工事の成績評定通知書の写しを提出すること。

※特殊法人等とは、国が資本金の2分の1以上を出資している法人を言う。

②企業の信頼性・社会性

(イ) 法令遵守（コンプライアンス）について

評価項目	評価基準	配点
事故及び不誠実な行為	あり	-2
	なし	0
	※上記の「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。	
	① 関東・甲信越地区における指名停止又は神奈川県内における営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合	
	② 関東・甲信越地区における指名停止又は神奈川県内における営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合	
	③ 関東・甲信越地区における指名停止又は神奈川県内における営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合	
	④ 関東・甲信越地区における指名停止又は神奈川県内における営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合	

(ロ) 地域の精通度について

評価項目	評価基準	配点
地理的条件（過去15年間の神奈川県又は東京都内での機械設備工事の施工経験の有無）	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
地理的条件（緊急時の施工体制）	神奈川県又は東京都内に技術者及び資機材等の拠点あり。	1
	神奈川県又は東京都内に技術者及び資機材等の拠点なし。	0

(ハ) ワーク・ライフ・バランス等の取組状況について

評価項目	評価基準	配点
次のいずれかの認定の有無 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ・「次世代育成支援対策法に基づく認定」(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定」(ユースエール認定)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」 プラチナえるぼし ※1 えるぼし認定における認定段階3 ※2 「次世代育成支援対策法に基づく認定」 プラチナくるみん ※3 のいずれかの認定を受けている。	2
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」 えるぼし認定における認定段階2 ※2 「次世代育成支援対策法に基づく認定」 くるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※4 くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※5 トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※6 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定」 ユースエール認定 のいずれかの認定を受けている。	1.6
	「次世代育成支援対策法に基づく認定」 くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※7 トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※8 のいずれかの認定を受けている。	1.2
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」 えるぼし認定における認定段階1 ※2 「次世代育成支援対策法に基づく認定」 くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※9 のいずれかの認定を受けている。	0.8
	一般事業主行動計画が策定済となっている。(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ※10、11	0.4
	認定なし	0

※1.女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定。

※2.女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3.次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※4.次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

- ※5.次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※7及び※9の認定を除く。）
- ※6.次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※7.次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令 附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※9の認定を除く。）
- ※8.次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代 育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附 則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改 正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※9.次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等 の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成 29 年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※10. 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行 動計画を策定している場合のみ）。
- ※11. 次世代法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法 の一部を改正する法律（令和6年法律第 42 号）による改正後の次世代法第 12 条第5項 の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5（1）から（12）までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本学から競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。上記5（2）に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時に於いて上記5（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて上記5（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。
 なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 申請書及び資料の提出期間及び方法
 令和 8 年7月3日（金）15時00分から令和 8 年 7 月13日（月）17時00分までに、電子入札システムにより行う。
- ② 競争参加資格確認資料作成要領（以下、「作成要領」という。）を参照すること。
- (2) 資料は、作成要領に従い作成すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その

結果は令和 8 年 7 月 24 日（金）までに通知する。

（４） その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認及び総合評価以外に、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。
- ④ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は上記 3 と同じとする。

9 入札説明書等に対する質問

- （１） この入札説明書等に対する質問がある場合においては、提出期限までに電子メールに別紙質疑書（別紙様式に社名、社印を押印した PDF）を添付により提出すること。

- ① 提出期間 令和 8 年 7 月 7 日（火） 12 時 00 分まで
- ② 提出場所 上記 3 に同じ。

- （２） （１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

令和 8 年 7 月 9 日（木） 15 時 00 分から 7 月 13 日（月） 17 時 00 分まで
施設部ウェブページ

「<https://shisetsu.ynu.ac.jp/gakugai/shisetsu/index.html>」

10 入札、開札の日時、場所

入札書は、令和 8 年 8 月 4 日（火） 12 時 00 分までに、電子入札システムにより提出すること。

開札は、令和 8 年 8 月 5 日（水） 10 時 00 分、電子入札システムにより行う。

11 入札書の提出方法等

- （１） 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- （２） 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- （３） 入札執行回数は、原則として 2 回までとする。

12 入札保証金及び契約保証金

- （１） 入札保証金 免除
- （２） 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

13 工事費内訳明細書の提示

- （１） 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の提示を求める入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。
- （２） 工事費内訳明細書が、以下の各項に該当する場合は、競争加入者心得第 32 第 12 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳明細書提出業者の入札を無効とする。
 - ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）。
 - 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合。
 - 2) 内訳書とは無関係な書類である場合。
 - 3) 他の工事の内訳書である場合。
 - 4) 白紙である場合。
 - 5) 内訳書が特定できない場合。
 - 6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合。

- ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - 1) 内訳の記載が全くない場合。
 - 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合。
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合。
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - 1) 発注者名に誤りがある場合。
 - 2) 発注案件名に誤りがある場合。
 - 3) 提出業者名に誤りがある場合。
 - 4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合。
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (3) 工事費内訳明細書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、住所、氏名又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。内訳においては、別紙 1「入札内訳書の記載例」を参考に、直接工事費については材料費と労務費を内訳記載し、このほか本工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費、建退協制度の掛金、安全衛生費など）を明示すること。
- (4) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。理由の確認方法は書面及び対面によるヒアリングとし、書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。
- (5) 工事費内訳明細書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.4 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

1.5 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本学により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等開札の時ににおいて上記5に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

1.6 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則第 11 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値のもっとも高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人横浜国立大学における工事の請負に関する取扱要領第 10 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則第 19 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については、別紙 2「最低基準価格を下回った場合の取扱いに

ついて」の1を参照すること。

17 最低基準価格下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合には、上記5（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19 契約書の作成

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

請負代金は、請求に基づき2回以内に支払うものとする。

21 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約等を締結するものとする。

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ

23 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書案を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5) この工事に係わる質疑応答

- ① この工事等に対する質問がある場合においては、下記提出期限までに電子メールに質疑書（別紙様式に社名、社印を押印したPDF）を添付により提出すること。

1) 提出期間 令和8年7月27日（月）12時00分まで

2) 提出場所 上記3に同じ。

- ② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間 令和8年7月30日（木）10時00分から

8月3日（月）12時00分まで

公開場所 施設部ホームページ

「<https://shisetsu.ynu.ac.jp/gakugai/shisetsu/index.html>」

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。